刈谷市手話言語条例

言語は、お互いの感情を理解し合い知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものです。手話は、音声言語とは異なり手指や体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図る手段として手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて我が国では、ろう教育において口話法を採用し、手話を使用する環境を積極的に築いてこなかったことから、ろう者は、手話を自由に使うことができない中で家庭や社会で十分に意思を通わすことができず、また、必要な情報を得ることや発することに多くの不便や不安を感じながら生活してきた背景があります。

そうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語であると位置付けられていることを踏まえ、ろう者に対して手話による情報提供を保障し、ろう者が自らのコミュニケーション手段として手話を使用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

私たちはここに、広く市民に手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることにより、ろう者が生活、教育、労働、福祉、防災等様々な分野で手話を言語として自由に選択し、手話を使って安心して暮らすことができる支え合いの地域社会を目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を 定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関 する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生する ことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) ろう者 聴覚の障害により手話を言語として日常生活又は社会生活を営む 者をいう。
 - (2) 手話通訳者 ろう者とろう者以外の者との間で手話により意思疎通支援を

行う者をいう。

- (3) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) ろう者が自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、全ての市民 と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地 域社会の実現を目指すこと。
 - (2) 手話は言語であるとの認識の下に行われること。
 - (3) ろう者が手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備のための施策を総合的かつ計画的に実施するものと する。

(市民等の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策に協力し、ろう者とのコミュニケーションにおける手話の必要性について理解を深め、地域においてコミュニケーション手段の確保に努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力し、ろう者が利用しやすいサ ービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

- 第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。
 - (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
 - (2) 手話によるコミュニケーションの支援に関する施策
 - (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
 - (4) 手話通訳者の確保及び養成に関する施策
 - (5) 手話を学び、又は習得する機会の提供に関する施策
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者その 他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため必要があるからである。